



臨時株主総会 招集ご通知



開催日時

2020年12月21日（月曜日）
午前10時 受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2020年12月18日（金曜日）
午後5時20分

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 単独株式移転による 完全親会社設立の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	30

【ご協力をお願い】

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、可能な限り郵送又はインターネット等により事前に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

なによりも患者さんのために

沢井製薬株式会社

証券コード：4555

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長 澤 井 健 造

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、将来にわたって持続的な成長を目指すべく株式移転による持株会社(完全親会社)を設立する計画について株主の皆様のご承認をお願いするため、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2頁から3頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、可能な限り郵送又はインターネット等により、2020年12月18日(金曜日)午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月21日(月曜日)午前10時 [受付開始:午前9時]
2. 場 所 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール

3. 目 的 事 項

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 単独株式移転による完全親会社設立の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

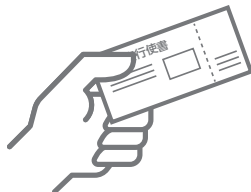
以上

株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawai.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

臨時株主総会へ
出席される場合



株主総会
開催日時

2020年12月21日(月曜日)
午前10時 [受付開始:午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により
議決権を
行使する場合



行使期限

2020年12月18日(金曜日)
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等
にて行使
いただく場合



行使期限

2020年12月18日(金曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使につきましては次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

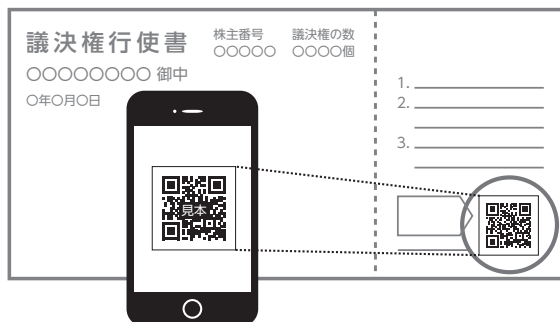
行使期限

2020年12月18日(金曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

招
集
ご
通
知

議案及び参考事項

第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2021年4月1日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、完全親会社であるサワイグループホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本計画」といいます。）を作成のうえ、2020年7月28日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本計画の内容等は以下のとおりであります。

1 株式移転を行う理由及び目的

（1）本株式移転の理由

日本では、急速な少子高齢化の進展とこれに伴う国民医療費の増加から、医療保険財政の厳しさは年々増しており、この状況に対して、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図るべく、政府によりジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。その結果、本年度中にはジェネリック医薬品の数量シェア80%以上という政府目標の達成が視野に入ってきており、今後もジェネリック医薬品は医療にとって必要不可欠な存在であり続けるものと考えております。

しかしながら、それと同時に政府は「薬価制度の抜本改革」で、ジェネリック医薬品上市后10年を経過した先発品（長期収載品）の薬価についてジェネリック医薬品の薬価を基準に段階的に引き下げる政策や毎年の薬価改定を実施する方針であり、このことは結果として製薬業界の再編・集約化を促すことになると考えております。また、政府は2040年を展望した将来ビジョンとして、「誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」に向け、「健康寿命延伸プラン」や「医療・福祉サービス改革プラン」の方向性を打ち出し、狭義の医療だけでなく、未病・予防対策やデータヘルス改革等を通じた健康長寿社会の実現を目指しており、今後慢性疾患については予防や本人による管理に重点が置かれ、国民の健康・医療に対する認識も大きく変化すると思われます。さらに政府が提唱している未来社会のコンセプトである「Society 5.0」の社会に向けて、今後はあらゆる分野で市場構造が急激に変化し、多くの産業でビジネスモデルの転換が進むとされています。

このような将来展望を前提に、当社グループが今後も持続的な成長を続けるためには、日米を中心とした既存事業の一層の強化と同時に、時代の要請に即応した新たな事業の育成も行わねばならないと考えており、これを実現するためには、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

株
主
総
会
参
考
書
類

第
1
号
議
案

第
2
号
議
案

(2) 本株式移転の目的

①戦略的提携の加速

当社は、現行の中期経営計画“M1 TRUST 2021”において、“戦略的提携も視野に入れた業界内ネットワーク構築”を掲げております。持株会社体制へ移行することにより、M&Aを含む戦略的提携をよりフレキシブルかつ迅速に実現することが可能と考えております。

②新規事業の早急な育成のための体制構築

ジェネリック医薬品事業に続く柱となる新規事業の育成にあたっては、ジェネリック医薬品事業会社内で新規事業を育成するよりも、特定事業又は特定部門の利害の影響を受けにくく、かつ、グループ全体の最適な企業価値向上の観点から経営判断がなされる持株会社体制の下で育成する方が、より速やかにかつ効率的な育成が可能と考えております。また、既存のジェネリック医薬品事業会社にとっても新規事業を独立した経営主体に委ねることで、当該事業に専念でき効率的な事業運営が可能であると考えております。

③グループ経営・監督と業務執行の分離

当社グループは、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、従来から執行役員制度を導入しておりますが、持株会社体制への移行により、ガバナンス体制の一層の強化と業務執行の迅速化・効率化の両立につながると考えております。

④グループ経営人材の育成

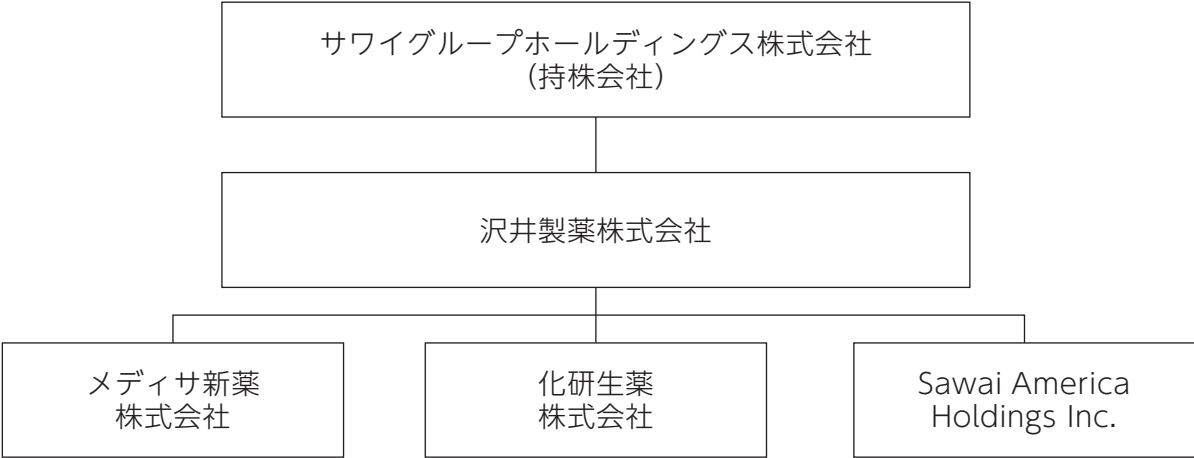
有用な人材については、既存事業や特定部門における経験のみならず持株会社傘下の事業会社で経営経験を積ませることで、次世代のグループ経営人材として早期育成を図ることができ、ひいては当社グループの持続的な企業価値向上につながるものと考えております。

(3) 持株会社への移行手順

当社は、次の二段階の手順を経て持株会社体制への移行を実施する予定です。

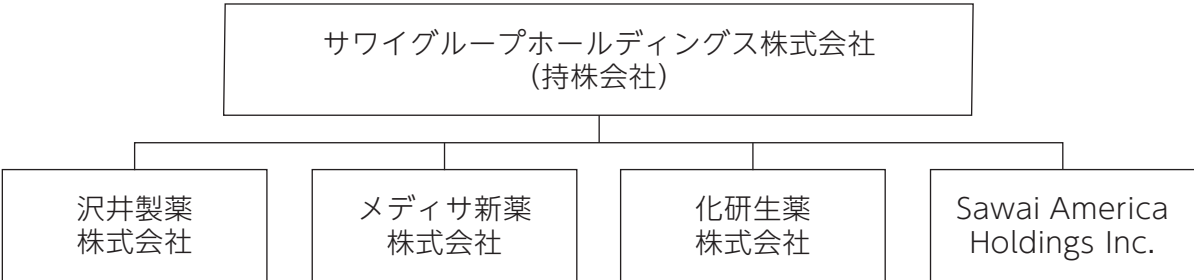
【ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立】

2021年4月1日を期日として本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



【ステップ2：持株会社設立後の体制】

持株会社設立後可及的速やかに下記のとおり、当社の子会社を持株会社の子会社として再編する予定であります。



2 株式移転計画の内容の概要

本計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）」別紙2～別紙19（新株予約権の内容）につきましては、「臨時株主総会株主総会参考書類＜別冊＞（P.1～P.54）」に記載しております。

株式移転計画書（写）

沢井製薬株式会社（以下「当会社」という。）は、単独株式移転の方法により当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、サワイグループホールディングス株式会社と称し、英語ではSAWAI GROUP HOLDINGS Co., Ltd.とする。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、大阪市とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、7,760万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第2条（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1 持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 澤井 光郎

取締役 澤井 健造

取締役 末吉 一彦

取締役 寺島 徹

取締役 小原 正敏

取締役 東堂 なをみ

2 持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 坪倉 忠男

監査役 友廣 隆宣

監査役 平野 潤一

3 持株会社の設立時補欠監査役の氏名は次のとおりとする。

補欠監査役 相見 智之

補欠監査役 西村 善嗣

4 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当）

- 1 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の持株会社の普通株式を交付する。
- 2 持株会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

- 1 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 資本金の額
100億円
 - (2) 資本準備金の額
持株会社の設立の日における持株会社の資本準備金の額は、会社計算規則第52条の定めにより、当会社が決定する。
 - (3) 利益準備金の額
0円

第5条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当)

- 1 持株会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①から⑨までの第1欄に掲げる当会社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの所有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の第2欄に掲げる持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	沢井製薬株式会社 2013年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3
②	沢井製薬株式会社 2014年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙4	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙5
③	沢井製薬株式会社 2015年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙6	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙7
④	沢井製薬株式会社 2016年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙8	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙9
⑤	沢井製薬株式会社 2017年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙10	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙11
⑥	沢井製薬株式会社 2018年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙12	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙13
⑦	沢井製薬株式会社 2019年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙14	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙15
⑧	沢井製薬株式会社 2020年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙16	サワイグループホールディングス株式会社 2021年第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙17
⑨	沢井製薬株式会社 第2回新株予約権	別紙18	サワイグループホールディングス株式会社 2021年4月発行新株予約権	別紙19

- 2 持株会社は、本株式移転に際し、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑨までの第1欄に掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

当会社は、2020年12月21日開催予定の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式移転手續の進行上の必要性その他の事由により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の取扱い）

当会社は、持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、当会社が所有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却する。

第11条（本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当会社の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第12条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当会社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

2020年7月28日

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長 澤井 健造 印

(別紙 1)

サワイグループホールディングス株式会社定款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当会社は、サワイグループホールディングス株式会社と称し、英語ではSAWAI GROUP HOLDINGS Co., Ltd.とする。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品・医療機器の製造・販売等、医療及びヘルスケアに関する事業並びにこれらに付帯又は関連する各種事業を営む国内外の会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うこと。
- (2) 当会社が株式若しくは持分を保有する会社から、管理業務、企画・広報活動等、その業務の全部又は一部を受託すること。
- (3) その他前各号に付帯又は関連する一切の適法な事業を行うこと。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、7,760万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会**第12条（招集）**

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、他の代表取締役が、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第38条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。

附則

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず当会社設立の日から2022年3月31日までとする。

第2条（報酬）

第26条の規定にかかわらず、取締役の報酬等の額は、年額金670百万円以内（ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。）とする。

2. 第34条の規定にかかわらず、監査役の報酬等の額は、年額金50百万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

3 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

①株式の数及び割当てに関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化が無いことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。なお、上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、43,791,339株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する直前時（以下「基準時」といいます。）において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなりますが、実務上消却が可能な範囲の自己株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却を予定しておりますため、当社が2020年9月30日時点において保有する自己株式299,649株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社の2020年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金については、以下のとおりです。

・ 資本金	10,000,000,000円
・ 資本準備金	持株会社の設立の日における持株会社の資本準備金の額は、会社計算規則第52条の定めにより、当会社が決定する
・ 利益準備金	0円

また、持株会社の設立時の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社が発行している新株予約権につきましては、当該新株予約権の保有者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社の新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権を交付し、割り当てることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

4 持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は次のとおりであります。

所有する当社株式数は、2020年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。

さわ い みつ お
澤井 光郎

男 性

生年月日	1956年 9 月28日生
所有する当社株式の数	948,200株
割り当てられる 持株会社株式の数	948,200株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1982年 4 月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1989年 1 月 当社入社 2000年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6 月 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6 月 当社専務取締役営業本部長 2008年 6 月 当社代表取締役社長 2020年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る
取締役候補者の 選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が引き続き持株会社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

さわ い けんぞう
澤井 健造

男 性

生年月日	1968年 5 月26日生
所有する当社株式の数	854,000株
割り当てられる 持株会社株式の数	854,000株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1995年 4 月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2001年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社取締役戦略企画部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長 2017年 6 月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Chairman 2017年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼営業本部管掌 2018年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼研究開発本部管掌 2020年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る
取締役候補者の 選任理由	澤井健造氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの中期的成長への戦略策定力と実行力を有する者として、その実績と能力が引き続き持株会社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
特別の利害関係	澤井健造氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定也没有ありません。

(注) 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しており、株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

すえよし かずひこ
末吉 一彦

男 性

生年月日	1957年 9 月19日生
所有する当社株式の数	1,500株
割り当てられる 持株会社株式の数	1,500株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1980年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2012年 4 月 当社入社 当社経営管理部長 2017年 6 月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Executive Administration 現在に至る 2018年 2 月 当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る 2018年 6 月 メディサ新薬株式会社取締役 現在に至る 2018年 6 月 化研生薬株式会社取締役 現在に至る
取締役候補者の 選任理由	末吉一彦氏は、金融機関での豊富な経験と経営管理に関する業務経験から、財務及び会計に関する専門性と経営に関する高い見識を有しており、その専門性と見識が引き続き持株会社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
特別の利害関係	末吉一彦氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定也没有ありません。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

第 1 号 議 案

第 2 号 議 案

生年月日	1959年 8 月 7 日生
所有する当社株式の数	800株
割り当てられる 持株会社株式の数	800株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1984年 4 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 1984年10月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2016年 1 月 当社入社 2016年 6 月 当社執行役員信頼性保証本部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員信頼性保証本部長 2018年 6 月 当社取締役上席執行役員信頼性保証本部長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員信頼性保証本部長 現在に至る
取締役候補者の 選任理由	寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が引き続き持株会社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
特別の利害関係	寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定也没有ありません。

生年月日	1951年 4 月25日生
所有する当社株式の数	200株
割り当てられる 持株会社株式の数	200株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1979年 4 月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川綜合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所 1986年 8 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1988年 1 月 きっかわ法律事務所パートナー 現在に至る 2004年 4 月 近畿弁護士会連合会理事 2017年 4 月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 2019年 6 月 当社取締役 現在に至る
社外取締役候補者の 選任理由	小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、持株会社の社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. 小原正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外取締役に就任される場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年6カ月となります。
2. 当社は小原正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外取締役に就任される場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 小原正敏氏は、当社の社外取締役であります。本臨時株主総会において、本議案が承認され、持株会社の社外取締役に就任される場合は、株式移転の効力発生日の前日（2021年3月31日予定）をもって当社の取締役を辞任する予定であります。

とうどう
東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

女 性

生年月日	1959年 9 月17日生
所有する当社株式の数	500株
割り当てられる 持株会社株式の数	500株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1984年 6 月 医師免許取得 1984年 7 月 大阪大学医学部附属病院勤務 1987年 7 月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 1990年 7 月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院（現公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）勤務 2002年 1 月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 2007年 1 月 日本医師会認定産業医資格取得 2015年 6 月 当社取締役 現在に至る
社外取締役候補者の 選任理由	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外取締役に就任される場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年6カ月となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外取締役に就任される場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 東堂なをみ氏は、当社の社外取締役であります。本臨時株主総会において、本議案が承認され、持株会社の社外取締役に就任される場合は、株式移転の効力発生日の前日（2021年3月31日予定）をもって当社の取締役を辞任する予定であります。

5 持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は次のとおりであります。

所有する当社株式数は、2020年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。

つぼくら ただ お
坪倉 忠男

男 性

生年月日	1961年 3 月 3 日生
所有する当社株式の数	700株
割り当てられる 持株会社株式の数	700株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	2008年 7 月 当社入社 当社経営管理部長 2012年 4 月 当社総務部長 2018年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る
監査役候補者の 選任理由	坪倉忠男氏は、当社の経営管理部門や総務部門の責任者としての豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する専門性と業務に関する幅広い知見を有していることから、適切な監査機能を担うことができると判断し、持株会社の監査役候補者いたしました。
特別の利害関係	坪倉忠男氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. 坪倉忠男氏は、現在当社の常勤監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、同氏が同社の監査役に就任される場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 坪倉忠男氏は、当社の常勤監査役であります。本臨時株主総会において、本議案が承認され、株式移転の効力発生日（2021年4月1日予定）後の持株会社の監査役会の決議により同社の常勤監査役に就任される場合は、引き続き当社の監査役（非常勤）を兼務する予定であります。

生年月日	1958年10月29日生
所有する当社株式の数	100株
割り当てられる 持株会社株式の数	100株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	1991年 4 月 弁護士登録 小越・滝澤法律事務所（現神戸海都法律事務所）入所 1994年 4 月 神戸海都法律事務所パートナー 現在に至る 2016年 6 月 当社監査役 現在に至る 2020年 4 月 兵庫県弁護士会会長 現在に至る
社外監査役候補者の 選任理由	友廣隆宣氏は、弁護士としての豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、持株会社の社外監査役候補者といいたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
特別の利害関係	友廣隆宣氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. 友廣隆宣氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外監査役に就任される場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年6カ月となります。
2. 当社は友廣隆宣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外監査役に就任される場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 友廣隆宣氏は、当社の社外監査役であります。本臨時株主総会において、本議案が承認され、持株会社の社外監査役に就任される場合は、株式移転の効力発生日（2021年4月1日予定）をもって当社の社外監査役の要件を喪失することになりますが、引き続き当社の監査役として2021年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時まで留任予定であります。

生年月日	1955年 4 月28日生
所有する当社株式の数	100株
割り当てられる 持株会社株式の数	100株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	2013年 7 月 大阪国税局調査第二部調査総括課長 2014年 7 月 東淀川税務署長 2015年 7 月 姫路税務署長 2016年 8 月 税理士事務所開設 2017年 6 月 当社監査役 現在に至る
社外監査役候補者の 選任理由	平野潤一氏は、姫路税務署長を経て税理士事務所を開設され、永年関わった経験から財務及び会計に関して相当程度の知見を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、持株会社の社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、持株会社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
特別の利害関係	平野潤一氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. 平野潤一氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外監査役に就任される場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年6カ月となります。
2. 当社は平野潤一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。持株会社が設立され、同氏が同社の社外監査役に就任される場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 平野潤一氏は、当社の社外監査役ではありますが、本臨時株主総会において、本議案が承認され、持株会社の社外監査役に就任される場合は、株式移転の効力発生日（2021年4月1日予定）をもって当社の社外監査役の要件を喪失することになりますが、引き続き当社の監査役として2021年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時まで留任予定であります。

6 持株会社の補欠監査役となる者についての事項

持株会社の補欠監査役となる者は次のとおりであります。

所有する当社株式数は、2020年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。

そう み さと し
相見 智之

男 性

生年月日	1960年 9 月27日生
所有する当社株式の数	1,000株
割り当てられる 持株会社株式の数	1,000株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	2008年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社経営監査室長 2012年 6 月 当社人事部長 2014年 4 月 当社経営監査室長 現在に至る
補欠の監査役候補者の 選任理由	相見智之氏は、内部監査部門の責任者としての豊富な経験から適切な監査機能を担うことができると判断し、持株会社の補欠監査役候補者いたしました。
特別の利害関係	相見智之氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

(注) 持株会社が設立され、その後監査役に欠員が生じ、相見智之氏が監査役に就任される場合は、同社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

生年月日	1957年 1 月10日生
所有する当社株式の数	— 株
割り当てられる 持株会社株式の数	— 株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	1980年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1998年 6 月 同省金融企画局市場課投資サービス室長 2001年 7 月 国税庁東京国税局調査第一部長 2013年 6 月 同庁東京国税局長 2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁護士法人三宅法律事務所 客員弁護士 現在に至る 2015年 6 月 株式会社だいこう証券ビジネス監査役 現在に至る 税理士登録（東京税理士会）
補欠の社外監査役候補者の 選任理由	西村善嗣氏は、長年にわたる財務省及び国税庁における豊富な経験を有しているほか、弁護士及び税理士としての専門知識と幅広い見識を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、持株会社の補欠監査役候補者といたしました。
特別の利害関係	西村善嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定也没有ありません。

- (注) 1. 持株会社が設立され、その後監査役に欠員が生じ、西村善嗣氏が社外監査役に就任される場合は、同社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 持株会社が設立され、その後監査役に欠員が生じ、西村善嗣氏が社外監査役に就任される場合は、同社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

7 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任 あずさ監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号	
	従たる事務所	札幌事務所、仙台事務所、北陸事務所、北関東事務所、 横浜事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、 神戸事務所、広島事務所、福岡事務所	
沿革	1969年7月	監査法人朝日会計社設立	
	1985年7月	監査法人朝日新和会計社設立	
	1993年10月	井上斎藤英和監査法人（1978年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする	
	2004年1月	あずさ監査法人（2003年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする	
	2010年7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする	
概要 (2020年9月現在)	資本金	3,000百万円	
	構成人員		
	公認会計士	3,172名（うち代表社員28名、社員514名）	
	会計士試験合格者等	1,068名	
	監査補助職員	1,104名（特定社員34名、うち代表社員1名）	
	その他職員	760名	
	合 計	6,104名	
	クライアント数	監査証明業務	3,654社
		その他の業務	1,173社

(注) 有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とする理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件が承認され、かつ2021年4月1日付で本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件が原案どおり承認されること、並びに2021年3月31日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年3月31日にその効力を生じるものいたします。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会 第13条 <u>（定時株主総会の基準日）</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、</u> <u>毎年3月31日とする。</u>	第 3 章 株 主 総 会 <削除>
第14条～第39条 <条文省略>	第13条～第38条 <現行どおり>

（ご参考）

2021年3月期（2020年4月1日～2021年3月31日）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第37条第1項（本定款変更後の第36条第1項）に従い、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、当社からお支払する予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

当社本社・研究所

10階ホール

☎ 06-6105-5711



交通機関

■ 大阪メトロ御堂筋線

東三国駅

5番出口 より徒歩約2分

■ JR、大阪メトロ御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

■ JR

東淀川駅

西口 より徒歩約8分



※株主様へのお土産はご用意しておりません

